

## 7 対 1 入院基本料等の施設基準の見直し

### （一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の見直し）

骨子【I-1(1)】

#### 第1 基本的な考え方

「重症度、医療・看護必要度」について、現行の基準を満たす患者以外にも、医療の必要性が高い患者も多くみられることから、手術直後の患者、救急搬送後の患者、無菌治療室での管理、認知症・せん妄の患者等を含め、急性期に密度の高い医療を必要とする状態が「重症度、医療・看護必要度」等において適切に評価されるよう、見直しを行う。

#### 第2 具体的な内容

1. 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」について、急性期に密度の高い医療を必要とする状態が適切に評価されるよう、項目及び基準の見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【評価項目の見直し】</p> <p>A項目（モニタリング及び処置等）</p> <p>1～6 略</p> <p>7 専門的な治療・処置</p> <p>① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）</p> <p>② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理</p> <p>③ 麻薬の使用（注射剤のみ）</p> <p>④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理</p> <p>⑤ 放射線治療</p> <p>⑥ 免疫抑制剤の管理、</p> <p>⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）</p>	<p>【評価項目の見直し】</p> <p>A項目（モニタリング及び処置等）</p> <p>1～6 略</p> <p>7 専門的な治療・処置</p> <p>① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）</p> <p>② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理</p> <p>③ 麻薬の使用（注射剤のみ）</p> <p>④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理</p> <p>⑤ 放射線治療</p> <p>⑥ 免疫抑制剤の管理、</p> <p>⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）</p>

<p>⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）</p> <p>⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用</p> <p>⑩ ドレナージの管理</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>B項目（患者の状況等）</p> <p>8 寝返り</p> <p>9 起き上がり</p> <p>10 座位保持</p> <p>11 移乗</p> <p>12 口腔清潔</p> <p>13 食事摂取</p> <p>14 衣服の着脱</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【基準の見直し】</p> <p>【一般病棟用の「重症度、医療・看護</p>	<p>⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）</p> <p>⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用</p> <p>⑩ ドレナージの管理</p> <p>⑪ 無菌治療室での治療</p> <p><u>8 救急搬送（2日間）</u></p> <p>B項目（患者の状況等）</p> <p>9 寝返り</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>10 移乗</p> <p>11 口腔清潔</p> <p>12 食事摂取</p> <p>13 衣服の着脱</p> <p>14 危険行動</p> <p>15 <u>診療・療養上の指示が通じる</u></p> <p>C項目（手術等の医学的状況）</p> <p><u>16 開頭の手術（7日間）</u></p> <p><u>17 開胸の手術（7日間）</u></p> <p><u>18 開腹の手術（5日間）</u></p> <p><u>19 骨の観血的手術（5日間）</u></p> <p><u>20 胸腔鏡・腹腔鏡手術（3日間）</u></p> <p><u>21 全身麻酔・脊椎麻酔の手術（16から20を除く）（2日間）</u></p> <p><u>22 救命等に係る内科的治療（2日間）</u></p> <p>【基準の見直し】</p> <p>【一般病棟用の「重症度、医療・看護</p>
---	---

<p>必要度」に係る基準]</p> <p>モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が2点以上、かつ患者の状況等に係る得点（B得点）が3点以上。</p> <p>[地域包括ケア病棟入院料における一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」に係る基準]</p> <p>モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が1点以上。</p>	<p>必要度」に係る基準]</p> <p><u>次のいずれかの基準を満たすこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が2点以上、かつ患者の状況等に係る得点（B得点）が3点以上</u></li> <li>・ <u>モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が3点以上</u></li> <li>・ <u>手術等の医学的状況に係る得点（C得点）が1点以上</u></li> </ul> <p>[地域包括ケア病棟入院料における一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」に係る基準]</p> <p>モニタリング及び処置等に係る得点（A得点）が1点以上、<u>又は手術等の医学的状況に係る得点（C得点）が1点以上。</u></p>
---	--

2. 一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の項目の見直しに伴い、各入院料の施設基準に定められている該当患者割合要件について、見直しを行う。

現 行	改定案
<p>【7対1入院基本料】</p> <p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を1割5分以上入院させる病棟であること。</p> <p>【急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算】</p>	<p>【7対1入院基本料】</p> <p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を<u>2割5分以上</u>入院させる病棟であること。</p> <p>【急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算】</p>

<p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を、10対1入院基本料を算定する病棟にあつては0.5割以上入院させる病棟であること。</p>	<p>一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者を、10対1入院基本料を算定する病棟にあつては<u>0.6割以上</u>入院させる病棟であること。</p>
--	---

[経過措置]

平成 28 年 3 月 31 日に当該入院料の届出を行っている病棟については、平成 28 年 9 月 30 日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

また、平成 28 年 3 月 31 日に当該入院料の届出を行っている病棟（病床数 200 床未満の保険医療機関が有するものに限る。）であつて、当該入院料の病棟群単位の届出を行わないものにあつては、7 対 1 入院基本料の施設基準について、平成 30 年 3 月 31 日までに限り、一般病棟用の「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者の割合について、2 割 5 分を 2 割 3 分と読み替えたものを満たす必要がある。